

習志野市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の  
認定に係る申請書等取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成24年政令第286号。以下「政令」という。)及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この要領は、法第53条第1項の規定により、市長が行う事務について適用する。

(認定申請書に添付する書類)

第2条 省令第41条第1項の規定により、市長が必要と認める図書は次のとおりとする。

1)登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が交付する適合証又は、住宅品質確保法第6条1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に基づく断熱性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合している場合に限る。)の写し

2 省令第41条第3項の規定により、市長が不要と認める図書は次のとおりとする。

1)登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の技術的審査を受け、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が交付する適合証又は、設計住宅性能評価書の写しを添付する場合にあっては、各種計算書

3 法第54条第2項の規定により、低炭素建築物新築等計画が建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるように申し出があった場合は、1項にかかげる図書のほか、次のとおりとする。

1)建築基準法第93条第1項の規定に基づき、消防長 又は消防署長の同意を得る必要がある場合は、当該審査に必要な書類を一部加える。

2)建築基準法第6条の3第1項構造計算適合性判定を要する場合は、同条第7項の適合性判定通知書又はその写し

3)その他市長が必要と認める図書又は書面

(軽微な変更に関する証明書)

第3条 省令第46条の2の規定により、軽微な変更に関する証明を受けようとする者は、軽微変更該当

証明申請書(別記第1号様式)に、当該変更内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更の申請が軽微な変更該当すると認めるときは、軽微変更該当証明書(別記第2号様式)を交付するものとする。

#### (名義変更届)

第4条 認定を受けた低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等が完了する前に認定建築主の変更をしようとするときは、名義変更届(別記第3号様式)に法第53条第2項第3号に規定する低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画及び法第54条第1項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の認定を受けたことを証する書類(以下「認定通知書」という。)を添えて市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、名義変更受理通知書(別記第4号様式)により新たな認定建築主に通知するものとする。

#### (申請書の取下げ届)

第5条 法の規定に基づく申請書を提出した申請者は、市長が当該申請についての処分をする前に当該申請書を取り下げようとするときは、取下げ届(別記第5号様式)により、市長に届け出なければならない。

#### (取りやめ届)

第6条 法の規定に基づく申請書を提出した申請者は、認定を受けた低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための新築等を取りやめようとするときは、低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための新築等を取りやめる旨の申出書(別記第6号様式)に、法第54条第2項の規定に基づく認定の通知書を添えて市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、低炭素建築物新築等計画の認定の取消し通知書(別記第7号様式)により、当該認定建築主に通知するものとする。

#### (報告の徴収)

第7条 認定建築主は、認定を受けた低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための新築等が完了したときは、法第56条の規定に基づき、低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための新築等が完了した旨の報告書(別記第8号様式)にて市長に報告しなければならない。

(改善命令)

第8条 法第57条の規定による命令は、改善命令書(別記第9号様式)により行うものとする。

(計画の認定の取消し)

第9条 法第58条の規定による取消しは、低炭素建築物新築等計画の認定の取消し通知書(別記第10号様式)により行うものとする。

附則

この要領は、平成24年12月 4日から施行する。

附則

この要領は、平成28年 6月27日から施行する。

附則

この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和 4年 3月 31日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に、この要領による改正前の習志野市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請書等取扱い要領の規定により作成した用紙は、この要領の施行後においても、当分の間、所用の調整をして使用することができる。

別記

第1号様式(第3条第1項関係)

(第1面)

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

習志野市長 宛て

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
代 表 者 の 氏 名  
設 計 者 氏 名

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更が同規則第44条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1	建築を変更する建築物の直前の低炭素建築物新築等計画認定	
	(1) 認 定 通 知 書 番 号	
	(2) 認 定 通 知 書 交 付 年 月 日	
2	変 更 の 理 由	
3	軽 微 な 変 更 の 概 要	
4	備 考	

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注)

別記第2号様式(第3条第2項)

軽微変更該当証明書

第 号  
年 月 日

様

習志野市長 印

年 月 日付け 第 号で認定を受けた低炭素建築物新築等計画に係る軽微変更該当証明申請書に関する変更については、審査の結果、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定により、同規則で定められた軽微な変更該当していることを証明します。

1 軽微変更該当証明 申請年月日	年 月 日
2 建築物の位置	
3 軽微な変更の概要	
4 備考	

(注)

別記第3号様式(第4条第1項関係)

名義変更届

年 月 日

習志野市長

あて

届 出 人 氏 名

年 月 日第 号で認定を受けた低炭素建築物新築等計画に係る認定建築主を変更したので、次のとおり届け出ます。

1. 認定建築主の住所・氏名(法人の場合は事務所の所在地・名称)

【新】

住所

氏名

【旧】

住所

氏名

2. 認定に係る住宅の位置

習志野市

3. 備考

(本欄には記入しないでください)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注)

名義変更受理通知書

通知番号 第            号  
通知年月日            年 月 日

様

習志野市長

年 月 日第            号で認定された低炭素建築物新築等計画に係る認定建築主の変更を受理したので通知します。

1. 認定建築主の住所・氏名(法人の場合は事務所の所在地・名称)

【新】

住所

氏名

【旧】

住所

氏名

2. 認定に係る住宅の位置

習志野市

3. 備考

(注)

取 下 げ 届

年 月 日

習志野市長

あて

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
氏 名 又 は 名 称  
代 表 者 の 氏 名

年 月 日第

号で提出した都市の低炭素化の促進に関する法律

第53条第1項の規定に基づく申請書を下記の理由により取り下げたいので届け出ます。

取り下げの理由

(本欄には記入しないでください)

受 付 欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注)

別記第6号様式(第6条第1項関係)(A4)

低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための新築等を取りやめる旨の申出書

年 月 日

習志野市長

あて

認定建築主の住所又は  
主たる事務所の所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名

低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための新築等を取りやめたいので、申し出します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号  
第 号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日  
年 月 日
3. 認定に係る住宅の位置  
習志野市
4. 認定建築主の氏名

(本欄には記入しないでください)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注)



低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための新築等が完了した旨の報告書

年 月 日

習志野市長

あて

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
氏名又は名称

低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための新築等が完了したので報告いたします。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号  
第 号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日  
年 月 日
3. 認定に係る住宅の位置  
習志野市
4. 認定建築主の氏名又は名称
5. 計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士  
( 級)建築士( )登録第 号  
住所  
氏名  
( 級)建築士事務所( )知事登録第 号  
所在地  
事務所名

(本欄には記入しないでください)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注)

改善命令書

年 月 日

様

習志野市長

都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定により、次のとおり改善の措置をとることを命じます。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

3. 認定に係る住宅の位置

習志野市

4. 認定建築物の概要

5. 改善すべき措置

6. 措置を講ずべき期限

7. 備考

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、習志野市を被告として(訴訟において習志野市を代表する者は習志野市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

低炭素建築物新築等計画の認定の取消し通知書

年 月 日

様

習志野市長

都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定により、低炭素建築物新築等計画の認定を取消したので、次のとおり通知します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

3. 認定に係る住宅の位置

習志野市

4. 認定建築物の概要

5. 取消し理由

6. 備考

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算し3か月以内に、市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、習志野市を被告として(訴訟において習志野市を代表する者は習志野市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。